

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省1-18)

| 施策目標             |                           | 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する                           |                    |                    |                           |         |  | 担当部局名     | 海上保安庁      |                            |  | 作成責任者名                               | 総務部政務課長 新垣 慶太 |  |  |
|------------------|---------------------------|---|--------------------|--------------------|---------------------------|---------|--|-----------|------------|----------------------------|--|--------------------------------------|---------------|--|--|
| 施策目標の概要及び達成すべき目標 |                           | すべての人が安心して海を利用し様々な恩恵を享受できるように船舶交通の安全と海上の治安を確保する |                    |                    |                           |         |  | 施策目標の評価結果 | 政策体系上の位置付け | 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 |  | 政策評価実施予定時期                           | 令和元年8月        |  |  |
| 業績指標             | 初期値                       | 目標値<br>設定年度                                     | 実績値                |                    |                           |         |  | 評価結果      | 目標値        | 目標年度                       | 業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等  |                                      |               |  |  |
|                  |                           |   | 26年度               | 27年度               | 28年度                      | 29年度    | 30年度   |           |            |                            |  |                                      |               |  |  |
| 68               | 要救助海難の救助率                 | 96%   | 平成23年～平成27年の平均     | 95%                | 97%                       | 95%     | 96%  | 96%       | 95%以上      | 毎年                         | 海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、救助率を維持・向上する事が重要であることから、救助率95%以上を目標とする。なお、平成28年3月11日に閣議決定された第10次交通安全基本計画において、要救助海難に対する全体の救助率を、今後も95%以上に維持確保とすることが目標として掲げられている。<br>※第10次交通安全基本計画閣議決定前の5年間(平成23年～平成27年)の統計によれば、要救助海難に対する全体の救助率は96%程度と高い水準で推移しており、平成28年以降も95%以上に維持確保することを新たに目標とした。 |                                      |               |  |  |
| 69               | 航路標識の耐震補強の整備率             | 78%   | 平成26年度             | 78%                | 80%                       | 81%     | 84%  | 90%       | 100%       | 令和2年度                      | 災害発生時における海上輸送ルートの安全確保を図り船舶交通の被害の最小化を図るため、船舶の航行に不可欠な航路標識の耐震補強整備を推進する。<br>耐震対策を講じる必要があると判定された航路標識229基について、令和2年度までに、そのすべてを耐震補強することとした。<br>【社会資本整備重点計画第2章 重点目標2 災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減するに関する指標】   |                                      |               |  |  |
| 達成手段<br>(開始年度)   | 元年度<br>行政事業レビュー<br>事業番号   | 予算額計(執行額)                                       |                    |                    | 元年度<br>当初<br>予算額<br>(百万円) | 達成手段の概要 |  |           |            |                            | 関連する<br>業績指標<br>番号   | 達成手段の目標(元年度)<br>(上段:アウトプット、下段:アウトカム) |               |  |  |
|                  |                           | 28年度<br>(百万円)                                   | 29年度<br>(百万円)      | 30年度<br>(百万円)      |                           |         |  |           |            |                            |  |                                      |               |  |  |
| (1)              | 航路標識の整備に関する経費<br>(昭和23年度) | 195   | 6,033<br>(5,427)   | 8,341<br>(8,016)   | 9,434<br>(8,577)          | 5,955   | 海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等に鑑み、海難を未然に防止するため、AIS(船舶自動識別装置)を始めとする新たな情報技術を活用して海上交通センターの機能拡充を図っているほか、今後予想される大規模地震、津波等の発生時においても航路標識機能を確保するため、航路標識の防災対策(耐震補強、耐波浪補強)等を行っている。  |           |            |                            |  | 69                                   |               |  |  |
| (2)              | 巡視船艇の整備に関する経費<br>(昭和23年度) | 196   | 62,762<br>(62,275) | 45,173<br>(42,587) | 42,494<br>(39,506)        | 30,225  | 海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。<br>一方、現在の巡視船艇では、速力や監視能力が不足する等、性能が旧式化しており、早急な代替整備が必要不可欠であることから、「海上保安体制強化に関する方針」(平成28年12月21日 海上保安体制強化に関する関係関係会議決定)を受けた大型巡視船等を整備し、また、これら以外の老朽・旧式化した巡視船艇等についても必要性を見極めながら整備を行う。<br>※【参考】海上保安庁法第4条<br>海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。 |           |            |                            |  | 68                                   |               |  |  |
| (3)              | 航空機の整備に関する経費<br>(昭和23年度)  | 197   | 24,901<br>(14,033) | 25,616<br>(24,869) | 20,797<br>(20,784)        | 6,212   | 海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。<br>それに伴い老朽・旧式化した航空機についても必要性を見極めながら整備を行う一方、「海上保安体制強化に関する方針」(平成28年12月21日 海上保安体制強化に関する関係関係会議決定)を受けた航空機の整備についても実施する。<br>※【参考】海上保安庁法第4条<br>海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。   |           |            |                            |  | 68                                   |               |  |  |

|      |                               |     |                    |                    |                    |             |  |    |  |
|------|-------------------------------|-----|--------------------|--------------------|--------------------|-------------|--|----|--|
| (4)  | 巡視船艇の運航に関する経費<br>(昭和23年度)     | 198 | 23,854<br>(23,694) | 25,918<br>(25,915) | 33,696<br>(33,637) | 33,221      | 海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。さらに、東日本大震災においても、海難船舶・行方不明者捜索救助、救援物資・人員等の緊急輸送、航路障害物等の曳航除去、航行禁止区域指導警戒、被災地で水の給水・給油活動等の災害対応業務を行ってきたところである。<br>これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである巡視船艇等を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしよう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。<br>※【参考】海上保安庁法第4条<br>海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。 | 68 |  |
| (5)  | 航空機の運航に関する経費<br>(昭和23年度)      | 199 | 9,336<br>(9,283)   | 8,713<br>(8,575)   | 11,440<br>(11,276) | 11,927<br>- | 海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。<br>これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである航空機を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしよう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。<br>※【参考】海上保安庁法第4条<br>海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。   | 68 |  |
| (6)  | 治安及び救難体制の整備に関する経費<br>(昭和23年度) | 200 | 8,263<br>(8,061)   | 7,386<br>(7,226)   | 7,992<br>(7,834)   | 7,982       | 海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。<br>これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、夜間における警戒や隠密監視を行うための暗視双眼鏡、犯罪捜査時に証拠を適確に収集・保全するためのカメラ等の捜査資機材、転覆船の船内から要救助者を救出するための潜水資機材等が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。<br>また、人命救助活動や事件現場における犯罪捜査活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種の訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させ、もって治安・救難対応体制の維持を図っている。  | 68 |  |
| (7)  | 環境・防災体制の整備に関する経費<br>(昭和23年度)  | 201 | 97<br>(92)         | 158<br>(153)       | 179<br>(176)       | 133         | 海上保安庁は、海上防災、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているところ、船舶海難により油等が流出した場合は、その被害は甚大となり、環境への影響も計り知れないものとなることから、海難の未然防止のため、海上交通ルールの制定、航路標識の設置、海図の刊行等を行っているが、その一方で、油等の流出を伴う船舶海難が毎年発生しているという現実を踏まえれば、事故発生時に迅速かつ効果的に防除措置を実施するための油回収装置等の資機材が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。<br>また、現場における防除活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種の訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させているほか、海洋汚染の未然防止を図る観点から、海事関係者や一般市民に対する海洋環境保全講習会を開催することにより、環境保全・防災体制の維持を図っている。   | -  |  |
| (8)  | 海上保安官署施設整備に関する経費<br>(昭和23年度)  | 202 | 2,350<br>(2,242)   | 3,037<br>(2,987)   | 2,137<br>(1,845)   | 2,220       | 海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。<br>これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである巡視船艇や航空機を適正に維持するとともに、これらの運航に必要な施設・設備を確保することが必要不可欠であるところ、上記業務課題に適切に対処するため、領海警備体制強化に伴う航空基地の整備や巡視船乗組員用の宿舎建設等を行っている。  | 68 |  |
| (9)  | 情報通信システムに関する経費<br>(昭和23年度)    | 203 | 5,436<br>(5,001)   | 8,212<br>(8,034)   | 8,317<br>(7,860)   | 8,522       | 海上保安庁は、海上の安全及び治安の確保を図るために行う法令の海上における励行、海難救助、海上における犯人の捜査及び逮捕等の業務を24時間体制で行っており、さらに近年においては、テロ対策、尖閣諸島周辺海域における領海警備等の業務にも対応することが求められている。<br>これら質的・量的に拡大している業務に対応するためには、事件、事故の発生情報の入手・伝達及び現場巡視船艇等への指示・命令を迅速かつ的確に行うとともに、陸上部署における現場の状況把握に資するため、現場海域の画像をリアルタイムで伝送するなどの対応が求められるところ、当事業においては、海上保安業務を遂行する上で不可欠な情報通信システムの整備及び管理を行っている。   | 68 |  |
| (10) | 海上交通安全に関する経費<br>(昭和23年度)      | 204 | 1,527<br>(1,493)   | 222<br>(216)       | 206<br>(196)       | 196         | 海上交通センター(船舶通航信号所)、灯台及び灯浮標等の航路標識の維持等を行うほか、海難防止講習会、訪船指導等の海難防止対策及びふくろう海域、港内における安全に関する情報提供等の航行安全対策を行っている。  | -  |  |

|                                    |     |                      |                      |                  |         |   |    |  |
|------------------------------------|-----|----------------------|----------------------|------------------|---------|---|----|--|
| (11) 海洋情報に関する経費<br>(昭和23年度)        | 205 | 657<br>(651)         | 660<br>(645)         | 894<br>(886)     | 741     | 海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、水深や航路、錨地、航行の目標となる陸上の物標等について詳細に記載した、安全航行のため必要不可欠な海図や、さらにこの情報を電子化し、自船の位置や針路・速力、危険な海域に接近した場合の警報等を、周囲の地形等とともに画面上にリアルタイムで表示することで、航行の安全性と効率性を高める電子海図を刊行しているほか、漂流物発見時や海難発生時の航行警報の発出を行っている。<br>また、海図の新刊、改版及び補正のための測量等、各種海洋情報の収集を行っている。  | -  |  |
| (12) 海洋調査に関する経費<br>(昭和23年度)        | 206 | 2,739<br>(2,721)     | 2,965<br>(2,928)     | 1,189<br>(1,174) | 1,196   | 我が国の海洋権益の保全のため、領海及び排他的経済水域のうち、東シナ海、日本海といった調査データの不足している海域について、海底地形、地殻構造、領海基線等の海洋調査を実施することにより、海洋に関する基盤的情報の整備を行っている。   | -  |  |
| (13) 船舶交通安全の基盤整備に関する経費<br>(平成30年度) | 207 | -<br>-               | -<br>-               | 365<br>(295)     | 3,226   | 海上保安庁は、船舶交通安全の確保、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。<br>これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである巡視船艇や航空機を適正に維持するとともに、これらの運航に必要な施設・設備を確保することが必要不可欠であるところ、上記業務に的確に対処するため、海上保安体制強化に伴う巡視船の係留施設・船艇用品庫の整備等を行っている。  | 68 |  |
| 施策の予算額・執行額                         |     | 158,566<br>(143,302) | 147,321<br>(129,759) | 154,436          | 109,562 | <p>施策に関する内閣の重要政策<br/>(施策方針演説等のうち主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第183回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成25年2月28日)四 世界一安全・安心な国</li> <li>・第185回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説(平成25年10月15日)五 現実を直視した外交・安全保障政策の立て直し</li> <li>・第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日)九 安心を取り戻す</li> <li>・第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日)冒頭</li> <li>・第190回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成28年1月22日)四 より良い世界への挑戦(世界の中心で輝く日本)</li> <li>・第192回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説(平成28年9月26日)六 地球儀を俯瞰する外交</li> <li>・第193回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成29年1月20日)四 安全・安心の国創り(生活の安心)</li> <li>・第196回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成30年1月22日)五 地方創生(安全と安心の確保)</li> </ul> |    |  |
| 備考                                 |     |                      |                      |                  |         |   |    |  |